

平安前期東北史研究の再検討

——「鎮守府・秋田城体制」説批判——

瀧 原 智 幸

はじめに

弘仁二年（八一）の文室綿麻呂による「征夷」を最後に、いわゆる「三十八年戦争」^①が終結して以降、律令国家は北に版図を拡げることなく、陸奥では国府と鎮守府による支配が、また出羽では国府が秋田城と雄勝城を統括する形で支配が定着していくこととなる。なかでも鎮守府と秋田城は、単なる軍事拠点にとどまらず、北方への窓口として、蝦夷・俘囚の朝貢やそれに伴う饗給が行われる外交拠点、さらにはその朝貢物をめぐる交易拠点として、国家による東北支配の中で重要な位置を占めることとなった。^③九世紀以後の東北支配、さらにはそこを拠点とする北方交易・交流を考えるにあたっては、この鎮守府・秋田城の実態を明らかにすることが不可欠の課題といえるだろう。

また十世紀以降、東国ではいわゆる軍事貴族の出現をみるようになるが、彼らの多くが陸奥守や鎮守府將軍などといった東北関連の官職に補任されていることは周知の事実である。この点については早くから高橋昌明氏が、任鎮守府將軍を「群党蜂起鎮圧の表象」とみるべきことを提案しているが、その当否はしばらく措くとしても、中世成立期の武士を考える上で、東北、わけても鎮守府（および出羽（秋田）城介）とのつながりが重要な問題となるのは間違いなく、その意味で高橋氏の指摘はまさに卓見といえる。

このように、鎮守府・秋田城の研究は北方論・武士論の双方において不可欠の課題ともいえるべきテーマなのであるが、一方で、この問題をはじめとして、九世紀以後の東北史（特に陸奥）に關する従来の研究は必ずしも充分なものとはいえない。まず古代史

学の側では、「征夷政策が終結した九世紀初頭以後の歴史過程にあまり関心が持たれなかったこともあって、豊富な史料が十分に活用されてこなかった^⑤」と鈴木拓也氏が指摘したような状況が近年まで続いていたし、また中世史学が、この四半世紀にわたって蓄積してきた研究についても、後述の如く様々な問題点があり、にわかには従い難いように思われる。

そこで本稿では、まず第一章で鎮守府・秋田城に関する研究史を整理し、現在の通説を瞥見した上で、第二章・第三章でその問題点を検討していくことによって、鎮守府・秋田城の研究、ひいては平安期東北史研究の根本的な見直しを提起したいと思う。

- ① 「三十八年戦争」という呼称は、田中聡氏も指摘する通り（『民夷を論ぜず——九世紀の蝦夷認識——』『立命館史学』一八、一九九七）、戦乱の実態を必ずしも忠実に反映していない可能性が残るが、一方で、この奈良末から平安初めにかけて東北地方で展開した一連の戦乱の総称として、これに代わりうる語彙が見当たらないのも事実であり、当面は通例にならってこの呼称を使っておく。

- ② 鎮守府自体は胆沢城に置かれたが、九世紀中葉までは、その北にさらに徳丹城（志波城より移転）が置かれていた。ただし徳丹城はあくまで胆沢城の管理下にあったと思われる、その権限は胆沢城を超えるものではない。今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」（『北日本中世史の研究』吉川弘文館、一九九〇）参照。

- ③ 秋田城における朝貢・饗給・交易については、養島栄紀「古代出羽地方の対北方交流」をはじめ、同氏の『古代国家と北方社会』（吉川

弘文館、二〇〇一）所収諸論文を参照。また鎮守府において交易が行われた明証はないが、朝貢・饗給が行われたことは確かであり（貞観一八年六月一九日官符、『類聚三代格』巻二）、秋田城での朝貢・饗給が事実上、交易と一体化していることや（養島氏前掲論文、『三十八年戦争』）さなかの延暦六年（七八七）、陸奥按察使・守の多治比宇美に對し、王臣百姓と夷俘の交関を禁ずる官符が下され（延暦六年正月二一日官符、『類聚三代格』巻十九）、文脈上、これが陸奥での交関を指していると考えられること、さらに延喜元年（九〇二）、陸奥守在任中に卒した藤原滋実を悼んで菅原道実が作った詩の中で（哭奥州藤使君「菅家後集」）、陸奥における北方交易の有様を詠っていることなどからみて、鎮守府においても朝貢・饗給に併せて交易が行われたとみてよいと思われる。

- ④ 高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」（『文化史学』二六、一九七二）二七頁。

- ⑤ 鈴木拓也「古代東北の支配構造」（吉川弘文館、一九九八）一頁。

一 研究史の整理と問題の所在

「はじめに」でも述べたように、古代史研究者による九世紀以後の東北史研究は、出羽で散発的に起こった戦乱（元慶の乱など）の個別研究を別にすれば、近年まで概して低調であり、特に陸奥に関しては、事実上「三十八年戦争」直後から一足飛びに前九年合戦の前史まで進むといった叙述が主流であった。こうした中で高橋富雄氏らによって、一九五〇―七〇年代頃までの通説で

あった、いわゆる「奥羽独立国家論」が唱えられることになる。

氏によれば、「古代陸奥の辺境に徐々に形成されていた蝦夷の部族的な原生国家は、一一世紀の安倍氏支配の下に、単なる部族連合のような段階から、明確な政治国家らしい軀貌を遂げるところまで成長しているのであるが、その領土は『奥六郡』として理解され、しかもその領土を継承するという形で、清原氏そして藤原氏へと続く在地族長政権の正統性が伝領されている。」^①つまり平安中期の奥羽北部では、俘囚自身の政権、さらには「俘囚の国家」が奥六郡を中心として形成されつつあった、逆にいえば、鎮守府・秋田城の機能はもとより、この地域における国家側の支配権は既に弱体化ないしは形骸化していたというのである。

この説を一九七〇年代以降、真つ向から批判したのが遠藤巖氏、大石直正氏、のちには齊藤利男氏らに代表される中世史研究者であった。氏らの研究は一言で言えば、「平泉藤原氏の権力は、院政期の国家によって（中略）蝦夷の支配を委ねられた、いわば国家の機関である」という主張を出発点とし、その機関ないしは権力の由来を、清原氏、安倍氏、そして鎮守府・秋田城といった具合に順次さかのぼらせていくものである。まず遠藤氏は、中世国家（とくに鎌倉幕府）の東夷成敗権について考察する中で、その原型を院政期の東北・北海道支配に求め、「奥羽と北海道の蝦夷

地をあわせ管轄する機構が鎮守府機構再編により期待され、『俘囚之上頭』という所職で具現化された」とし、奥州藤原氏が「俘囚之上頭」Ⅱ鎮守府在庁筆頭の権限に基づいて、東北のみならず北海道をも含めた「一体的支配」を行ったとの説を提起した。これは、当時の通説たる「奥羽独立国家論」に対抗して、むしろ藤原氏の権力を「国家の機関」として位置づけようとしたものであるが、これをうけて大石氏は時代をより遡らせ、陸奥の安倍氏や出羽の清原氏も、それぞれ鎮守府在庁・秋田城在庁として「東夷の酋長」「出羽山北の俘囚主」の地位を得た、つまり彼らの権力もまた国家機関に由来するものであったとし、「安倍氏の威勢は、蝦夷社会の階級分化の中から生み出されたというよりは、王朝国家の蝦夷支配の要請に基づいて、上から取り立てられた、という側面が強いのではないか」とした。^④

しかし当時、この説には一つ問題があった。この説は、安倍氏・清原氏台頭の前段階、つまり九・十世紀における国家側の北方支配権が、多少の動揺はあったとしても概ね確立していたことを暗黙の前提としているが、前述のように当時は「鎮守府は（中略）、律令制の崩壊からその実態も変質し、長官である鎮守府將軍も空名化していた」^⑤「秋田城周辺の秋田郡地区は、その俘囚集団の定住地帯として、広大な俘囚自治区の様相を呈していた」と^⑥

する見方が一般的で、実際、大石氏らの説も「中央権力の退潮期にそのような主導性、積極性を王朝国家が発揮したと考えることができるだろうか」といった反論を受けたことがある。

そのため遠藤氏は「秋田城介の復活」で、秋田城介（出羽城介）と鎮守府將軍は「受領の官に非ざる」も受領と同様の扱いを受ける、特別受領なのであった^⑧とし、また山北三郡（雄勝・平鹿・山本）・秋田・河辺の五郡および奥六郡が、それぞれ出羽城介および鎮守府將軍の「管郡の基盤」であったとした。こうして氏は、十世紀以前における国家側、直接には鎮守府・秋田城による実効支配を強調し、十一世紀以後の東北支配に関する大石氏や氏自身の説との整合化を図ったのである。こうした遠藤氏の説は、後に熊谷公男氏が鎮守府に関してより明確に理論化し、さらに齊藤利男氏が北方論や武士論を包含する形でまとめあげた。齊藤氏の説によれば、「一〇世紀初めの時期、鎮守府・秋田城の機構整備と権限強化が進められ、国府から独立した独自の管郡の設定や、長官である鎮守府將軍・出羽城介の『受領官』への格上げが行われる。鎮守府・秋田城の国府からの事実上の独立、第二国府化である^⑩。そして鎮守府・秋田城は、各々の管郡はもとろん本州北端や北海道にまでその影響力を及ぼす「鎮守府・秋田城体制」を構築していたとする。

以上のような説（以下「鎮守府・秋田城体制」説と呼称）は、一九九〇年代以降あまり批判的な検討が加えられなかったこともあって、近年ではほとんど通説として定着した感がある。実際、東北・北方史の研究者はもちろん、武士研究者をはじめとする中世史研究者の多くも、十世紀前後の東北情勢に関しては概ね「鎮守府・秋田城体制」説に依拠しており、今のところ積極的な批判や再検討を試みる動きは見かけられない。また近年になって、前述の熊谷公男氏をはじめとする古代史研究者も、この時代に関して急速に関心を深めつつあるが、概してその研究姿勢は、いかに「鎮守府・秋田城体制」説を、平安初期以前に関する古代史の研究成果と整合的に継ぎ足すかに集中しているように思われ、この説自体を批判的に検討しようという気運はみられないようである。

しかし研究史の経過をみても分かるように、「鎮守府・秋田城体制」説は中世史研究上の要請から演繹につくられた面が強く、細かい実証を経ないまま、いささか断定的に論が進められている感がないでもない。例えば、かつて古代史学においては、いわゆる奥六郡のうち四郡までが十世紀の史料たる『延喜式』民部上（以下「民部省式」）や『和名類聚抄』（以下『和名抄』）に見えないことをめぐって、様々な考察が行われていた。しかしこの間

題に關して「鎮守府・秋田城体制」説の論者らは、「延喜式にはみえないが、和賀・稗貫・斯波の三郡は弘仁二年（八一）に成立していることが正史の記事にあつて、この範圍まではかなり早いうちに郡ができていたことが確かである」^①などとするのみで、「延喜式にはみえない」理由について説明しないまま、これらの郡が十世紀にも存続していることを前提に議論を進める場合がほとんどである。そして「鎮守府・秋田城体制」説が通説となつた現在、この四郡をめぐる問題は、ほとんどともに議論されることとすらなくなっている。しかしこの説が奥六郡を鎮守府の「管郡」としている以上、そして安倍氏の奥六郡における支配権も鎮守府の奥六郡支配権に基づくと言つて以上、奥六郡が十世紀段階で地域的まとまりをもつていたのか疑わせない諸史料を輕視したまま議論を進めるべきではあるまい。もし、この四郡における鎮守府の支配権が脆弱もしくは皆無であつたなら、「鎮守府・秋田城体制」説は少なくとも陸奥に關する限り根底から崩れることになるのだから。

そこで次章では、「鎮守府・秋田城体制」説の急所ともいうべき、これら四郡をめぐる問題について改めて考察してみることとする。

① 高橋富雄『奥州藤原氏四代』（吉川弘文館、一九五八）二五頁。

- ② 大石直正「中世の黎明」（『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八）三頁。
- ③ 遠藤巖「中世國家の東夷成敗權について」（『松前藩と松前』九、一九七六）二三頁。
- ④ 大石直正「中世の黎明」（注②参照）七・八頁。
- ⑤ 塩谷順耳「平泉藤原氏と鎌倉政權」（『古代の地方史』6、朝倉書店一九七八）二九一頁。
- ⑥ 高橋富雄「平泉」（『教育社歴史新書』一九七八）一六頁。
- ⑦ 神居敬吉「前九年の役見なおしのために」（『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六）四一五頁。
- ⑧ 遠藤巖「秋田城介の復活」（『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六）五六七頁。なお出羽城介・鎮守府將軍の「管郡的基盤」については同論文の五七四・五八六頁に言及がある。
- ⑨ 熊谷公男「受領官」鎮守府將軍の成立」（『中世の地域社会と交流』吉川弘文館、一九九四）。
- ⑩ 齊藤利男「蝦夷社会の交流と「エゾ」世界への変容」（『古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六）四五二頁。なお齊藤氏の説については同「軍事貴族・武家と辺境社会」（『日本史研究』四二七、一九九八）も参照。
- ⑪ 大石直正「中世の黎明」（注②参照）六頁。
- ⑫ 管見の限り、近年になって伊藤博幸氏が「鎮守府・秋田城体制」説を前提としつつ、これら四郡について説明を試みているのが唯一の例外である。伊藤氏の説については第二章の注⑥参照。

二 『延喜式』の記事をどう読むか

まず奥六郡の建置過程からみていく。奥六郡のうち、南部に当たる胆沢郡と江刺郡、およびその南隣にあたる磐井郡は、延暦二年（八〇二）、坂上田村麻呂によって胆沢城が造営されたのと大体同時期に建置されたと考えるのが一般的である。^①次に、奥六郡中部にあたる斯波（紫波）郡、稗縫（稗貫）郡、和我（和賀）郡は、『日本後紀』（以下『後紀』）弘仁二年（八二二）正月丙午条に建郡記事があり、建置時期を特定できる。なお胆沢・江刺・磐井郡の建郡記事は、この時期に関する『後紀』の記事（巻九十一）が散逸したためか存在せず、史料上の初出は、胆沢郡が『後紀』延暦三年（八〇四）五月癸未条、江刺郡が『続日本後紀』（以下『続後紀』）承和八年（八四一）三月癸酉条、磐井郡に至っては延長五年（九二七）奏進の「民部省式」まで下ることになる。しかし、陸奥国における建郡が原則として南から北へ漸進していくものであること、および斯波・稗貫・和賀郡の建置が、志波城（延暦二年造営）以南の地域に対して同時に行われたものであったことなどから考えて、胆沢・江刺・磐井郡も延暦二―三年、つまり胆沢城造営から胆沢郡の初出までの間に、ほぼ同時に建置されたと考えて大過ないであろう。なお以下の文中では

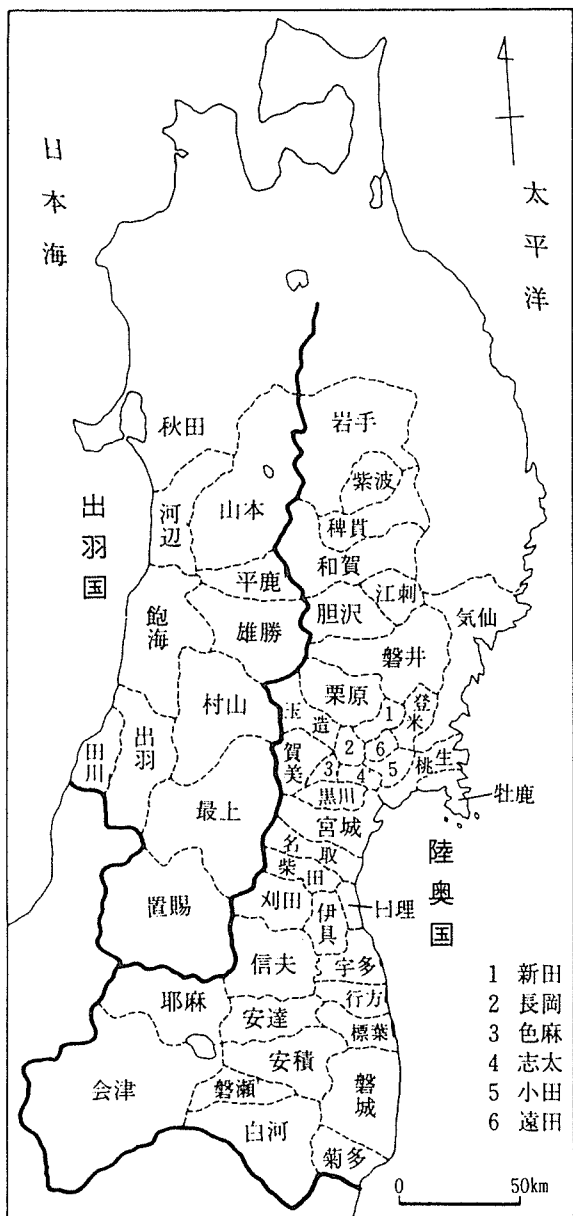
伊藤博幸氏の分類に従い、斯波・稗貫・和賀の三郡を、志波城による支配を前提に建置された郡という意味で斯波三郡と呼ぶことにする。^③

ともあれ以上によって、奥六郡のうち胆沢・江刺・和賀・稗貫・斯波の五郡の建置時期は九世紀初頭と、ほぼ特定される。また斯波郡の北に位置する岩手郡の初出は十世紀半ばなので（詳しくは後述）、遅くともその頃までには奥六郡がすべて成立したことになる。

ところが一方で、前章でも述べたように「民部省式」巻頭の国郡一覧や『和名抄』では、陸奥の国域は胆沢郡・江刺郡を北限としており、斯波三郡以北の郡は全く載っていない。このうち岩手郡についてはしばらく措くとしても、斯波三郡については、九世紀初頭にできた郡が十世紀の史料に載っていないことになる。この問題について従来唱えられてきた解釈は、概ね次の二つにまとめられよう。^④

- ① 令制郡として置かれたものの、後に廃郡となった。少なくとも事実上、国家領域とは見せなくなったとする説（以下「廃郡説」と呼称）^⑤。

- ② 斯波三郡や岩手郡を、本来の郡（真郡・令制郡）ではなく、「権郡」・「外郡」などとみなしたり、或いはそうした呼称



陸奥・出羽両国国郡図（高橋崇『蝦夷の末裔』〈中公新書 1991年〉より）
奥六郡……胆沢，江刺，和賀，稗貫，紫波，岩手
斯波三郡……和賀，稗貫，紫波

こそ使わなくとも、「民部省が認識する律令的収取体系が実現しなかった地域」などとして、事実上特殊な郡であったと考える説（以下「特殊郡説」と呼称）^⑥。

このうち廢郡説は、史料を素朴に読めば当然思いつくであろう解釈で、実際この説の方が、管見の限りでは歴史が古いようである。にも関わらず、あえて諸先学が特殊郡説を唱えてきた理由は幾つかあろうが、最大の理由は、同じ「延喜式」の別の部分に斯波郡が載っているためと思われる。具体的には、「延喜式」の神名下（以下「神名式」と呼称）に斯波郡および同郡の官社・志賀理和氣神社の名が明記されており、かつ一部の写本に「貞」の標注が付されているため、特殊郡説の支持者は「延喜式」奏進段階まで斯波郡が存在していると主張し、また廢郡説の支持者も、「貞観式」奏進段階までは斯波郡は存在した、廢郡となったのはそれ以後であったと解釈する場合が多いようである。

しかしこうした解釈は、「神名式」や古代の神社行政に関する諸研究の成果を、あまり反映していないように思われる。まず宮城栄昌氏によれば、^⑦「神名式」は弘仁式社の次に貞観式社を、その後に「貞観式」以後の官社を、ほとんど機械的に書き継いだものでしかないらしい。そもそも「神名式」は、神祇官に具備されていた神名帳を元に作成されたと思われるが、この神名帳という

ものは、恐らく天平年間（七二九―四九）までには存在し、新たな官社が生ずる毎に太政官が神祇官に符を下して官社名を書き継がせていったものである。そうした成立事情であるから、社名は基本的に、登録された順の機械的羅列となり、さらに言えば、社名を登録した時点での所在郡名が、その後ほとんど変更されずに残ることになる。具体的には「志賀理和氣神社」なる社名を登録した仁寿年間（八五一―三）ごろの所在郡名「斯波郡」が、その後の状況の変化に関係なく残ることになる。

しかも神祇官は、同社を神名帳に登録こそしたものの、実際の班幣には全く関与していなかった。というのも、延暦十七年（七九八）いわゆる官幣国幣社制の導入によって、全国の国幣社に対する班幣は各国国司に移管され、神祇官をはじめ中央からは、実際に班幣が励行されているかの確認すらしなくなったからである。^⑧よって、その後に国幣社として登録された志賀理和氣神社も、神祇官との接点は事実上ないに等しかったであろう。換言すれば、斯波郡はもとより志賀理和氣神社そのものが退職したところで、神祇官の業務には何の支障もなかったであろうし、そもそもそうした報告が神祇官に届いていたかすら疑問である。

このように、当時の神社行政および神名帳（ひいては「神名式」）の編集は、いささか杜撰ととられても仕方のない面はある

のだが、このことについて西牟田崇生氏は次のように説明している。「民政一般に関わる条規を記載した『民部省式』は、(中略)徴税や賦課などのためには、飽くまでも現在が基準であり、その実務上正確さが要求されることから、郡の改廃・郡名変更などは(中略)その都度訂正する必要があったはずである。しかしながら、『神名式』は、毎年二月の祈年祭に^{つぎ}当り諸神への班幣のための台帳であり、郡の改廃・変更などはほとんど影響はないであろうし、(中略)郡名の表記については、『弘仁神名式』をそのまま受け継いだとしても、ほとんど支障はなかったであろう」。つまり神名帳(「神名式」)において正確を期すべき部分、言い換えれば神祇官が正確に把握しておくべきデータとは、神祇官が直接班幣する官幣社の諸神の座数なのであり、国幣社の、それも所在郡の名などは、神祇官にとっては些末事でしかなかったと思われる。しかも近年の研究によれば、九世紀半以降、神社行政の主眼は神階社制に移行してゆくため、官社制は次第に形骸化の方向に向かい、神祇官が実際に班幣を行うのは官幣社の中でも畿内・近江の諸社に限定されていった。^⑩ よって、神名帳(「神名式」)の地方諸社に関する記載を訂正・改訂する必然性は、ますます失われていったであろう。

以上を要するに、「神名式」に斯波郡および志賀理和氣神社が

「貞」の標注付きで載っていることは、「貞観式」奏進以前のある時期(恐らくは仁寿年間ごろ)に同神社が官社に列せられたこと、および同神社の所在地・斯波郡がその時点で存在したことを示すに過ぎず、「貞観式」が奏進された貞観十三年(八七一)段階まで斯波郡が存在したことを保証するものではないし、まして『延喜式』段階における斯波郡の存在を証明するものとはなり得ない。この史料は、廃郡説への反証とはならないのである。

さて、廃郡説への反証となりうる史資料は「神名式」の他にも若干存在するので、これらについても考察を加えておく。第一章で述べた「鎮守府・秋田城体制」説の論者らは、『日本三代実録』や、胆沢城の井戸跡から出土した九世紀末頃の木簡などに「斯波連」「和我連」といった人物がみえることに注目し、これらについて、鎮守府が九・十世紀にかけて斯波郡や和賀郡の俘囚系豪族を在庁として任用し、「蝦夷系豪族を基礎においた鎮守府の新たな支配体制」「国府から相対的に独立した部内支配」を構築していったことを示すものと説明している。^⑪ 確かに、もし「斯波連」や「和我連」が九世紀末段階で斯波郡・和賀郡に拠点を置いていたといえるなら、両郡は当然九世紀末まで存続し、しかも鎮守府による支配がかなり定着していたといえるだろう。しかし「斯波連」は『統後紀』承和二年(八三五)二月己卯条で既に賜姓記

事が見え、「和我連」も、俘囚系豪族への賜姓や叙位が、承和年間のいわゆる「奥郡騒乱」前後に集中して行われていることから考えれば、承和年間に賜姓された可能性が高い。こうした政策は、「奥郡騒乱」に際して国家側がとった懐柔策や論功行賞の一環であらうが、ともあれ彼らが賜姓された時期は、広くみても九世紀半ば以前と思われる。よって「斯波連」「和我連」が九世紀末の史資料にみえるからといって、斯波郡・和賀郡が九世紀末まで存在した証拠にはならない。九世紀末の彼らがどこに居住し、あるいは拠点を置いていたか全く分からないからである。

このように、一見すると廢郡説の反証とも思える史資料は、実は全く同説の妨げとならないことが判明した。では、特殊郡説の妥当性・実証性はどうかであろうか。

まず同説のうち「権郡」説についてみると、現在確認できる唯一の「権郡」設置例は、『続日本紀』延暦四年（七八五）四月辛未条に現れる「権置多賀・階上二郡」なる記事である。しかしこれは、既に熊谷公男氏も指摘する通り、「郡が設置されたのにその官員（＝統領の人）が任命されていない、という変則的な状態をいっただけであって、制度的な存在とは考えられ」ない^⑩。まして「外郡」なる概念については、管見の限り史料的な裏付けもとれず、とうてい賛同し難い。

また「民部省が認識する律令的收取体系が実現しなかった地域」といった説についても、「民部省式」の中に「律令的收取が実現していない郡」なるものの省略・削除を窺わせる記述は全くなく、要するに憶測の域を出ない。むしろ「民部省式」中に、「凡諸国貢調庸者、越後・佐渡・隠岐三国、並限明年七月、（中略）、伊予国限二月、但宇和・喜多阿郡限三月、（以下略）」^⑪「凡美濃国坂本・土岐・大井三駅、信濃国阿知駅子、課役並免、（以下略）」などと、貢納期限の特例や課役免除の対象について地域毎に細かく規定した条文が多数みられることから考えれば、もし斯波三郡が課役賦課のない特殊な郡だったとしても、まず冒頭の国郡一覧に郡名を明記した上で、三郡の課役を免ずる旨の条文を立てるのが自然ではなからうか。さらにいえば、この説では『和名抄』に斯波三郡が載っていない理由を説明できない。『和名抄』所収の郡名が、単なる「民部省式」の写しなどではないことは、収録郡数や郡名の表記・配列に「民部省式」との異同が何箇所かみられることや、何より『和名抄』には郡名のみならず各郡の郷名まで記した巻があることで明らかであろう。また、いうまでもなく『和名抄』は法典ではなく、勤子内親王の「令我臨文無所疑焉」という下命によって編纂された辞書ないしは百科事典というべきものであるから、郡名を収録するにあたっては、当然

「律令的収取」の有無など関係なく、知られる限りすべての郡を収録しようとしたはずである。にも関わらず斯波三郡が収録されなかったということは、少なくとも『和名抄』撰者・源順が調べた限りでは、斯波三郡の存在そのものが確認されなかったということであろう。

以上のように特殊郡説には問題が多く、率直にいつて、廃郡説を避けるための安易な合理化ではないかとすら思われる。よって「民部省式」の記載に留保を加える必然性は何もなく、むしろ斯波三郡が存在しなかった（廃郡となっていた）から「民部省式」に載らなかった、すなわち斯波三郡の支配が『延喜式』奏進以前のある時点で破綻していたと解釈する方が妥当であると思われる。

ところで岩手郡についてであるが、斯波三郡が廃郡として国家領域から外されていたとすれば、それより更に北にある岩手郡についても、少なくとも『延喜式』奏進段階には事実上存在しなかった可能性が強い。問題は、それが斯波三郡と同様、一旦建置した後の廃絶によるのか、それともまだ一度も建置されていなかった為なのか、ということである。

岩手郡——いはてのこほり——の史料上の初出は天暦五年（九五）頃成立とおぼしき『大和物語』であり、このことから岩手

郡は遅くとも十世紀半ばには成立していたとみるのが通説であるが、だからといって岩手郡の建置時期自体を十世紀以降とするのは問題がある。なぜなら、この「いはてのこほり」が登場する逸話は、「ならのみかど（平城天皇か）」を主人公とした昔話なのであり、このことは十世紀半ば頃の人々が、岩手郡の建置を百四、五十年前の出来事、あるいはそこまで特定できずとも、相当に「昔」の出来事と認識していたことを物語っているからである（もちろん、だからといって平城天皇の時代⇨大同年間から岩手郡があったとまでは言えないであろうが）。もし岩手郡が、『延喜式』の奏進された延長五年（九二七）以後はじめて建置された郡であれば、『大和物語』成立時との間隔は二十年強しかなく、このような逸話が作られるのは、いかにも不自然であろう。よって岩手郡の建置は『延喜式』奏進以前であり、したがって斯波三郡と同じように、一旦建置された後、何らかの理由で廃絶したと考えられる。

それでは岩手郡の建置時期は、具体的にはいつ頃なのだろうか。伊藤博幸氏は、七世紀後半⇨八世紀の北陸奥で盛んに造られた、いわゆる終末期古墳の研究成果を踏まえ、弘仁二年もしくは三年（八一―二）の志波城の南遷（『後紀』同二年閏二月辛丑条）によって、旧・志波城周辺域が政治的な間隙地帯となったため、

ここに新しく岩手郡を設けたという説を提唱している。氏によれば、志波城周辺域は太田蝦夷森古墳群に連なる勢力の、また徳丹城周辺域は藤沢狄森古墳群に連なる勢力の分布域に重なるというならば、志波城南遷に際して太田蝦夷森古墳群に連なる勢力の不満・動揺を鎮めるため、彼らの勢力圏のみを斯波郡から切り離し、新郡として分置した可能性は大いにあり得ると思われる。とすれば、その建置時期も志波城南遷と同時期、つまり弘仁二―三年ごろとなるだろう。

以上のように、斯波三郡・岩手郡はともに、九世紀初頭に一旦建置されたものの、『延喜式』の奏進された延長五年（九二七）以前のある時期に廃絶し、事実上、国家領域から離脱したと思われる。そうすると第一章の終わりでも述べたように、これら四郡の存続を前提として唱えられてきた「鎮守府・秋田城体制」説も、少なくとも鎮守府に関する限り疑わしいと言わねばなるまい。そこで本章では、この「鎮守府・秋田城体制」説が果たしていかなる論拠で唱えられてきたのか、論理的・実証的にどの程度当を得たものであるのか、改めて検証を行おうと思う。

① ただし今泉隆雄氏は、磐井郡を栗原・桃生郡などと同じ地域ブロックと考え、これらの郡がいずれも胆沢・江刺郡などより以前に建置さ

れたと推測しているが、その根拠は示していない（『律令国家とエミシ』（新版古代の日本）9、角川書店、一九九二）一七五―九頁）。

② 伊藤博幸「奥六郡成立の史的前提」（『岩手考古学』三、一九九二）四四、五頁。

③ 私見では、伊藤氏の分類は実証性に若干問題があると思われるが、この点については別稿で論ずることとし、とりあえず本稿では氏の分類に従うこととする。

④ 「民部省式」などの解釈については、本文で述べた二説の他、「単なる記載もれ」という説も以前はあったが、近年この説を唱える論者はほとんどみられないようなので、詳しい検討は省く。もちろんこの「記載もれ」説が、実証性に乏しい憶測程度の説でしかないことは言うまでもない。

⑤ 古くは喜田貞吉「延喜式の杜撰」（『歴史地理』三三―三、一九一九）など。近年では高橋崇「蝦夷の末裔」（中公新書、一九九二）第一章、福田豊彦「北の鉄文化」（『東国の兵乱とものふたち』吉川弘文館、一九九五）、西牟田崇生「延喜式神名帳」郡名表記考」（『延喜式神名帳の研究』国書刊行会、一九九六）など。

⑥ 「権郡」・「外郡」説を唱えているのは、板橋源「岩手県史」第一卷（一九六二）四九二頁、高橋富雄「奥州藤原氏四代」（吉川弘文館、一九五八）第一章、神居敬吉「安倍貞任について」（『関見先生還暦記念 日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇）など。また伊藤博幸氏は「岩手県の歴史」（山川出版社、一九九二）3章で、「正規の郡として立郡されたが、民部省が認識する律令的収取体系が実現しなかった地域と理解したい」（七二頁）として、郡自体は存続していると主張している。

⑦ 宮城栄昌「延喜式の研究 論述編」（大修館書店、一九五七）第三篇第四章第二節2・5。なお「神名式」における官社の機械的配列や郡

名の不改訂については、小倉慈司「延喜神名式」頁「延」標注の検討（『延喜式研究』八、一九九三）で改めて詳細な検討が行われているが、結論は宮城氏と同じである。

- ⑧『日本文徳天皇実録』仁寿二年八月辛丑条に、志賀理和氣神社を正五位下に叙した記事がある。川原秀夫氏によれば、嘉祥四年（八五二）の神階社制導入から貞観十年（八六八）までの期間は、「官社制」という大枠を崩させないために、五位の神階を与えられた神を官社としたり、官社認定と同時に神階を与えたりするなど、神階と官社制を極力リンクさせるような形式は取ろうとしている」ので（『神階社考』「古代文化」四九一、一九九七）二頁、志賀理和氣神社が官社に列せられた時期も仁寿二年頃もしくはそれ以前と考えてよい。

- ⑨川原秀夫「国司と神社行政」（『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六）四四一・二頁。

- ⑩西牟田崇生「延喜式神名帳」郡名表記考」（注⑤参照）一二二頁。

- ⑪小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」（『史学雑誌』一〇三・三、一九九四）七九頁。なお神階社制については同論文の他

注⑧・⑨の川原論文、三宅和朗「古代祝詞の変質とその史的背景」（『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五）など参照。

- ⑫水沢市教育委員会「胆沢城——昭和六一年度発掘調査概報——」（一九八七）。

- ⑬熊谷公男「受領官」鎮守府將軍の成立」（第一節・注⑨参照）一一二頁。

- ⑭熊谷公男「九世紀奥郡騷乱の歴史的意義」（『律令国家の支配構造』吉川弘文館、一九九五）一九九頁。

- ⑮熊谷公男「近夷郡と城柵支配」（『東北学院大学論集 歴史学・地理学』二一、一九九〇）四〇頁。

- ⑯池邊彌「和名類聚抄郡郷里駅名考証」（『吉川弘文館』一九八一）三

頁

- ⑰伊藤博幸「奥六郡成立の史的前提」（注②参照）五〇、五一頁。

三 「鎮守府・秋田城体制」は存在したか

まず鎮守府に関する検討から始める。第一章でも述べたように、鎮守府の独立性や「管郡的基盤」の存在を唱えたのは、管見の限りでは遠藤巖氏の「秋田城介の復活」が最初である。^①しかしこの論文は、秋田（出羽）城介について論ずることを主眼としたためか、鎮守府に関する所説の論拠はほとんど示しておらず、よって鎮守府に関する限り、率直に云って推測の域を出るものではない。そのため鎮守府に関してこうした説が明確に理論化されるのは、熊谷公男氏の「受領官」鎮守府將軍の成立」をまたねばならなかった。^②

だが、その熊谷氏自身も認めているように、九世紀末以降の鎮守府や鎮守府將軍に関する史料は、すべてこうした説を裏付けないどころか、むしろ鎮守府が陸奥国府の被管であることを証明するものばかりである。具体的には、まず鎮守府將軍の任符には、受領国司の任符にみられる「国宜承知、官物一事已上、依例分付」といった文言がなく、かえって「国府承知、至即任用」という、任用国司の任符とほぼ同じ文言が書かれている（『類聚符

宣抄」第八）。また氏自身が証明しているように、交易貢馬をはじめ貢金・臨時交易絹・調庸（米・布）といった賦課は、すべて陸奥国の名で行われており、鎮守府独自の賦課は存在しない。さらに、少なくとも九世紀代においては、鎮守府の財政は完全に国府に依存しており、十世紀以降そうした制度が改変されたとする史料も皆無である。

また氏は、鎮守府將軍が「受領官」（鍵括弧があるのは「事実上の受領国司」との意を表すか）であった根拠として、鎮守府將軍が「依格分付受領」する官職であったことを挙げている（『日本三代実録』元慶二年六月九日条）。しかし『延喜交替式』の「凡在京諸司遷替、責解由、分付受領過限等類准状科罪、一同国司」などといった条文を挙げるまでもなく、分付・受領という語が、資財引継ぎの手続き一般を指す語であり、国司（受領国司）以外に対しても用いられていたことは、泉谷康夫氏の研究によって明らかである。^④「在京諸司」が分付受領を行うからといって、これらが八省から独立していることにはならないだろう。鎮守府と陸奥国府の関係もまた然りである。^⑤

これだけ多くの反証があるにも関わらず、熊谷氏が飽くまで鎮守府將軍を「受領官」とみなすのは、出羽城介が「特別受領」である旨を詳論した遠藤氏の「秋田城介の復活」を立論の前提とし、

鎮守府將軍に関する同論文の主張を追認・補強する形で論を展開しているからである。つまり鎮守府將軍に関する遠藤・熊谷氏らの説は、結局は出羽城介に関する所説からの類推に過ぎず、もし出羽城介が「特別受領」でないとするれば、鎮守府將軍に関する論拠も事実上皆無となるのである。そこで今度は出羽城介について検証してみる。

遠藤前掲論文は出羽城介について、『西宮記』『北山抄』など平安期の儀式書から南北朝期の『職原抄』や『伝宣草』までを同列に引用した上で、出羽城介について「通常除目で出羽介を任じ、さらに臨時除目のさいに宣旨を下して出羽（秋田）城介に任官する」「臨時の任官であるから、外記宣旨であった」とし、一方「城務命令が弁官宣旨および官符または藏人所牒をもって発せられている」としている。氏はこれを、藤原忠通が大治四年（一一一九）関白に任ぜられた際、外記宣旨と弁官宣旨が発せられた例と関連づけ、出羽城介の特殊性・重要性を示す根拠の一つとしているが、出羽城介のためだけに、①除目に基づく（出羽介の）任符、②外記宣旨、③弁官宣旨、④城務を命ずる官符または藏人所牒が発せられるというのは、いかにも異様である。

実は遠藤氏の引用する『西宮記』卷十三の条文には、
「出羽城介城務事賜官符、可行秋田城事」由、賜所御牒云々、

可尋

とあり、また『北山抄』巻六にも、

「出羽城介城務事、給_二官符_一、但秋田城事、給_二所牒_一云々、

可尋

とある。さらに『江家次第』巻四には、

「出羽城介、先任_一介、後給_二官符於脱田城_一」「出羽城介、只任_二

出羽介、後給_二官符於脱田城_一」

とあるので、以上より、実際に発給されたのは①除目に基づく任符と④城務を命ずる官符または藏人所牒のみだったことが分かる。

また藏人所牒については『西宮記』『北山抄』とも「可尋」と疑を挟んでおり、これに関し遠藤氏は「所牒発給がむしろ十世紀以降の新事態であり、そのために先例を捜しかねていたとも解釈できる」と主張しているが、それならば『江家次第』で所牒に関する言及が消えているのは明らかに不自然である。これはやはり渡辺直彦氏に従い、「当時の行事ではなく、おそらくは、平安初期の痕跡と考えてよからう。しかして、秋田城務のことは、後にはもっぱら官符により、所牒は用いなくなったものであろう」と考えるべきである。^⑦

ところで、遠藤氏が②外記官旨③弁官官旨の発給を主張する根拠は、

一・『職原抄』『伝宣草』などに宣旨を下す旨が記されていること

二・城介城務の記事が『西宮記』では「諸宣旨」の項に、また

『北山抄』では「下宣旨事」の項にあること

三・同じく『西宮記』諸宣旨の項に「陸奥鎮守府賜_二兵部_一、城

之_一」とあること

四・いわゆる出羽天慶の乱の際、城介補任の宣旨が発給されて

いること（『貞信公記抄』天慶二年四月十一日条）

であるが、まず一については南北朝期の認識に過ぎないので参考にならない。二については、「諸宣旨」の項や「下宣旨事」の項全体を読めば明らかのように、これらの記事が書かれた目的は、様々な場面における宣旨の発給手順を記述する事もさることながら、そもそもどういう時に官符を発給し、どういう時に宣旨で済ませるかの区別を明らかにすることにあつたと考えるべきである。よって、項目名に「宣旨」とあるから宣旨を発給しただろう、といった理解は慎むべきであり、あくまで前掲史料の記述通り、官符（または藏人所牒）を発給したと読むべきである。

三については、この条文の直前に「大宰・陸奥・備前・上卿奉_二勅_一、賜_二官符式部_一、式部申_二補任府_一、給_二任符_一云々」とあることから、鎮守府・秋田城の僚仗に関する規定と考えるべきで、將軍・城介自体

の規定と考えることはできない。^⑨

四については、これ以外に宣旨を発給した事例が全く見出せないことからみて、「これは出羽俘囚の反乱による火急の場合の故であり、尋常の場合は官符を下したものと考えられる」という、前述の渡辺直彦氏の見解に従うべきであろう。

以上のことから城介の補任は、介の任符と城務動行の官符のみのシンプルなもので、遠藤氏がいうような複雑なものではなかったことが分かる。

一方、熊谷氏は、康保四年（九六七）散位実忠が出羽城介の任中に数十字の官舎を造立し、千余石の不動穀を委納した功績を賞され、「殊抽任」されて出羽守となった事例（『魚魯愚抄』巻四）を根拠に、城介が出羽守と別に新委不動穀の貯積を行っており、従って受領功過定を別個に受けていたとしている。^⑩しかし渡辺晃宏氏によれば、康保元年（九六四）に設定された新委不動穀には「官符」・「別功」の区別があり、受領国司の義務とされたのは「官符」のみである。「官符」とは毎年一定量の不動穀貯積を受領国司に義務づけたもので、もし怠れば功過定の際に「過」とされるが、規定通り貯積したからといって格別に賞されるわけではない。それに対し「別功」は、国司の任意によって規定以上の不動穀を貯積するもので、文字通り国司の特別な功、すなわち「殊

功」とされた。^⑪

さて、前述のように実忠の出羽守補任を伝える史料には「殊抽任」と書かれている。こうしたことから考えれば、実忠が委納した不動穀は「別功」であった可能性が極めて強く、よって不動穀貯積の義務を負っていたとはいえないし、従って受領功過定を別個に受けていたとも言えない。むしろ『権記』長保二年（一〇〇〇）正月七日条に「秋田城立用不動、可作官符、付甘葛煮使、送出羽守義理朝臣許」とあり、秋田城で立用する不動穀について出羽守に官符を送っていることから考えれば、秋田城独自の不動穀は存在しないとみるのが妥当であろう。また律令的な不動穀と違い、新委不動穀が正税の補助的財源として立用されるものであったことや、十世紀以降の不動穀管理権が中央を離れ国司の裁量に委ねられていたことなどから考えれば、不動穀はもとより財政全般に關して、秋田城は国府に依存していた可能性が極めて高い。

最後に、遠藤氏や熊谷氏らは、『新儀式』第五の「諸国受領官奏赴任由事付鎮守府將軍出羽城介」に、

「諸国受領赴任之由、付藏人奏聞之、（中略）、伝宣仰旨、兼給祿、（中略）、又鎮守府將軍出羽介等、雖非受領官、召御前矣」

とあり、また『西宮記』や『侍中群要』にもほぼ同じ記述がみえることを根拠に、「出羽城介は鎮守府將軍と共に『受領の官に非ざる』も受領と同様の扱いを受ける、特別受領」であるととし、さらに熊谷氏は、受領罷申の際に言い渡される勅語が、帰任後の受領考課の前提となっていたと考えられることから、「鎮守府將軍と出羽城介に、受領官なみに罷申の儀があったということは、この両官が受領官に匹敵する職務権限を有し、帰任後には受領官と同様に考課が実施されたことを示す」としている。しかし、前述のように鎮守府や秋田城独自の賦課が全く確認されないことや、受領功過定の最大の目的が税物の中央への納入確認であったことから考えれば、鎮守府將軍や出羽城介に対して功過定が行われたとは考え難く、もし行われたとしても、官物の引継ぎや軍事的功績などを確認するだけの変則的なものであったろう。

そもそも熊谷氏が根拠としている、受領罷申の際の勅語は、場合に依じて内容が大きく異なることが『侍中群要』第九から明らかであり、^①鎮守府將軍や出羽城介の赴任の際に「致豊稔」「済貢調事」といった言葉が述べられた保証はない。鎮守府將軍・出羽城介の受領罷申と、彼らの独立性（ないしは行政権）とを結び付ける議論には無理があるのではなからうか。またこうした議論が行われる背景に、「受領」と「遙任」とを対置する考え方が

あるのも気になる。泉谷康夫氏も指摘するように、^②受領国司の対義語は飽くまで任用国司なのであり、現地に赴任しているからといって受領国司である保証は無い。「鎮守府將軍出羽（城介等、雖非受領官）」という『新儀式』や『侍中群要』の記述をもっと重視すべきであろう。

以上、「鎮守府・秋田城体制」なるものの存否を考える関係上、いささか非礼にわたった部分があるかも知れず、その点をご寛恕を願いたい。ともあれ従来唱えられていた「鎮守府・秋田城体制」説が、つまるところ史料の誤読から生じた議論にすぎないことは、ほぼ立証できたのではないだろうか。よって「鎮守府・秋田城体制」なるものは存在せず、鎮守府・秋田城ともに十世紀以降も国府の被管であり、したがって「鎮守府管郡」「秋田城管郡」も存在しない、つまり前章で述べたように「延喜式」奏進以前のある時期に斯波三郡・岩手郡が廃絶されたと考えても全く問題ないことが分かる。恐らく鎮守府・秋田城は、十世紀に至っても前世紀と同様、あくまで国府の被管として辺境地域での交易や防備などを担当するだけの、いわば「外交・軍事・交易センター」だったのであろう。

① 第一章・注⑧参照。

② 第一章・注⑨参照。

③ 鈴木拓也「古代陸奥国の官制」〔「古代東北の支配構造」吉川弘文館、一九九八、初出一九九四〕。

④ 泉谷康夫「任用国司について」〔「受領国司と任用国司」〕〔日本中世社会成立史の研究〕高科書店、一九九二、ともに初出一九七四〕。

⑤ この他、鎮守府の独立や鎮守府將軍の「受領官」化を唱える根拠として、①安倍頼時が鎮守府で源頼義を数日間饗応したという「陸奥話記」の記述は、頼時が鎮守府在庁として、新任国司（または鎮守府將軍）入部に際しての「三日厨」を行ったと解釈しうること、②「小右記」などの記述から、鎮守府將軍が受領国司と同様、獵官運動の対象になっていたと思われることなどがよく指摘される。しかし①については、既に任終に近い頼義を数日にわたって饗応し続けた上、頼義のみならず配下の士卒にまで駿馬・金宝の類を給したという行動を「三日厨」とみなすのは、率直に言って強弁であり、平和裡に頼義の任終を迎えるため安倍氏の恭順ぶりをアピールしたという伝統的な解釈の方が、むしろ自然であろう。また②についても、獵官運動の有無と独自の行政権の有無とに直接の関連が無いのは言うまでもない。ちなみに私は、当時の鎮守府はいわば北方に対する「外交・軍事・交易センター」であったと考えており（「はじめに」冒頭および第三章末尾参照）、これなら奥六郡内の行政権などなくとも充分に獵官運動の対象となろう。以上より私は、①②ともに状況証拠とすら言いかねるような薄弱な「論拠」に過ぎない、更に言えば「論拠」というよりは、「鎮守府・秋田城体制」説をむしろ前提として導いた一解釈に過ぎないと考えている。

また九世紀代すでに鎮守府と国府の上下関係が明確でなかった証拠として、鎮守府が国府に牒を送っていたことがよく指摘されるが、これも牒が「平行文書」であるといった誤解に基づく説に過ぎない。川端新氏が指摘する通り、「牒は、あくまでも公式令に規定のある官司

間文書体系の枠から逸脱した部分を補う役割を果たす文書であり（「荘園制的文書体系の成立まで——牒・告書・下文——」〔「荘園制成立史の研究」思文閣出版、二〇〇〇、初出一九九八〕一〇一頁）、官司相互の地位とは全く関係がない。よって牒の授受を根拠として、鎮守府と国府の上下関係を論ずることはできないのである。

⑥ 遠藤前掲論文（第一章・注⑧参照）五六七頁。

⑦ 渡辺直彦「藏人所牒の研究」〔「日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版」吉川弘文館、一九七八〕五〇〇頁。

⑧ 例えば「西宮記」当該項のうち「檢非違使別當事」には、檢非違使別當の補任は宣旨を用い、佐以下の補任は官符を用いる旨が書かれ、また「北山抄」当該項のうち「帥隨身事」に「主人進請文、有宣旨、仰近衛・兵衛、令進差文、次給官符」などとあるのが代表的な事例である。

⑨ 春名宏昭「僦仗小考」〔「律令国家官制の研究」吉川弘文館、一九九七〕は、鎮守府將軍や大宰帥などの僦仗を補任する手続きについて詳しく考察しており参考になる。ただし、僦仗の主任務が官人の身辺警護ではなかったとする氏の結論には従えない。この点については虎尾達哉氏の書評（「史学雑誌」一〇八一—一、一九九九）参照。

⑩ 熊谷公男「『受領官』鎮守府將軍の成立」（第一章・注⑨参照）三頁。
⑪ 渡辺晃安「平安時代の不動穀」（「史学雑誌」九八一—二、一九八九）。以下の記述も渡辺氏の所説に基づく。

⑫ 遠藤前掲「秋田城介の復活」（第一章・注⑧参照）、熊谷公男「『受領官』鎮守府將軍の成立」（第一節・注⑨参照）。

⑬ 大津透「受領功過定覚書」（「律令国家支配構造の研究」岩波書店、一九九三、初出一九九八）。

⑭ 「侍中群要」第九に引用する「村上天皇御記」によれば、応和元年（九六一）に上総介が赴任した際には「爾、静部内、兼致・豊稔、随」

其勅状「將賞進」との勅語があり、一方、同年に阿波守が赴任した際には「彼国久衰弊、若致興復、兼済實調事、又造當事無其意、隨狀可賞進」との勅語が述べられたとある。

⑮ 泉谷康夫「任用国司について」『受領国司と任用国司』（注④参照）。

おわりに

以上みてきたように、平安前期の東北史において従来通説とされてきた「鎮守府・秋田城体制」説は、中世史研究上の要請から演繹的につくられた理論であり、実証的に無理が多く、とうてい従えない。とはいえ現在の研究水準からいって、単純に「奥羽独立国家論」へ回帰することも、もはや不可能である。よって当該期の北方交流のあり方や、さらには安倍氏・清原氏台頭の過程、前九年合戦の実態などといった様々な問題を考えるためには、こうした従来の諸説に代わって当時の奥羽・北方支配を説明し得る、全く新たな理論を構築せねばならない。この時期の東北史像は、

斯波三郡・岩手郡の廃絶を前提とした上で、根本的に考え直さねばならないというのが私の見解である。

よって本来ならば、これら四郡が廃郡となった時期や経緯、さらにはこれらが復置され、胆沢・江刺郡と合わせて「奥六郡」と呼ばれるようになった経緯など様々な問題について、まず自分なりの説を述べておくことが、従来の通説を否定した者の責務であろうし、また既に私なりの腹案もあるのだが、^①残念ながらこれについて論ずるには既に紙幅が足りないのです、別の機会をまつこととしたい。

① その一端については、既に一九九九年六月七日の日本史研究会・古代史中世史合同部会で報告している（『征夷』以後の東北支配『日本史研究』四六三、二〇〇一、部会報告要旨）。ただし、報告後に考えを改めた部分もあるので、必ずしも現在の腹案と一致しているわけではない。

Landtag Tiroler „Patriotismus“ aus diesem Solidaritätsgefühl der Landstände, das durch die ihnen als „fremd“ empfundenen, neuartigen Elemente, d.h. das zentralstaatliche Behördenwesen, die Welschen Konfinen und die Staatseingriffe in Angelegenheiten wie Unterricht und Kultus verstärkt wurde, entstand.

Der aus den unifizierenden Tendenzen unter Maria Theresia und Joseph erwachsene „Patriotismus“ bezog sich hingegen nicht auf die „Nation“, sondern hauptsächlich auf das „Staatsrecht“, also das Ganze der Verträge zwischen dem Landesfürsten und den Landständen. Es war schließlich immer auch das „Staatsrecht“, das die Landtagsteilnehmer zur Begründung ihrer Beschwerden heranzogen. Das Verhältnis zwischen den Welschen Konfinen und den anderen Teilen Tirols wurde durch die konkreten Interessengegensätze, wie z.B. den Streit um das Weingewerbe, bestimmt. Um die Welschen Konfinen von der tirolischen Landschaft auszuschließen, berief man sich dabei auch nicht auf den Begriff „Nation“, sondern immer auf das opportunere „Staatsrecht“ als Legitimationsgrundlage. Auf dem offenen Landtag verstand man unter dem Begriff „Nation“ hingegen im Kern nichts anderes als die „tirolischen Landstände“. Dabei ist hervorzuheben, daß von ihrem Zugehörigkeitsgefühl zur Habsburgermonarchie und von ihrem Zusammengehörigkeitsgefühl als „Deutsche“ noch keine Rede war. Trotzdem wurde der Fürst als Person, die das „Staatsrecht“ sichert, für die Stände um so wichtiger, darum betonten sie die Treue zu einem solchen Fürsten und entwickelten das Selbstbewußtsein: „Treue Tiroler zu dem Habsburgermonarchen“.

Wie am Beispiel Tirols gezeigt wird, war die Selbständigkeit des Landes, die sich auf „Staatsrecht“ gründete, in der habsburgischen Integrationspolitik immer ein zu berücksichtigender Faktor.

A Reexamination of the History of the Tohoku Region in the Early Heian Period

by

FUCHIHARA Tomoyuki

In order to comprehend the nature of warrior society, and the movement of people and goods in Northern Japan, one must understand the nature of the Chinjufu headquarters of far north, and the Akita castle. From the 1950s through

the 1970s, it had become standard to describe Northern Japan as the 'Independent State of Ou (Mutsu and Dewa provinces).' Nevertheless, from the 1980s until the present, the situation in Northern Japan has been characterized as the 'Chinjufu-Akita castle system', whereby northern Ou was administered by the Chinjufu and Akita castle. In other words, the Chinjufu and Akita castle were the equivalent of a provincial government (kokufu), which in fact administered southern Ou. Much of this latter interpretation stems from the notion that six autonomous disRICTS existed in Northern Japan throughout the tenth century. An examination of the sources reveals, however, that the northernmost four of these six disRICTS no longer existed at this time. Even though several noted scholars of ancient Japan emphasize the existence of these four counties, they can be verified through reliable historical records. Instead, they were abolished sometime prior to the tenth century. This article thus reveals that the autonomous four northernmost districts of Mutsu did not exist. Hence the notion that they were governed by the Chinjufu (and indeed the very Chinjufu Akita castle system) becomes untenable.